

## 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 抜粋

内閣は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の三の二、第八十一条並びに第八十一条の二第一項各号及び第四項、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の五第二項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項の規定に基づき、並びに国民健康保険法を実施するため、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第一号イ(3)中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号イ(4)中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同号ロ(4)、同条第三項第一号ロ(2)及び同条第四項第一号ロ(2)中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加え、同条第五項に次の二号を加える。

六 世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（当該世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者につき第二項及び第三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

七 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。

(地方税法施行令の一部改正)

第三条 地方税法施行令(昭和三十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第七百三条の五第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 減額は、被保険者均等割額(納税義務者の世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である国民健康保険の被保険者につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。次号において同じ。)について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

附則第十八条の五第二十二項第三号及び第二十四項第三号、第十八条の六第三十一項第三号及び第九号、第十八条の七の二第十五項第三号並びに第十八条の八中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六条及び第七条の規定は同年一月一日から、第五条の規定は同年十月一日から施行する。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項(第六号及び第七号に係る部分に限る。)の規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。